

わが国紙幣制度の源流について

—とくに伊勢国山田羽書三百年の歩み—

〔目 次〕

はじめに

1. 近世における紙幣の発達
 - 私札の登場
 - 藩札の流通
 - 明治の紙幣へ
 - 外国との比較

はじめに

わが国の紙幣の起源は、室町末期ないし近世初頭——すなわち16世紀末ないし17世紀のはじめ——伊勢地方に発生したとみられる「山田羽書」にまでさかのぼることができる。そして江戸幕府創設の17世紀の初めごろには、この山田羽書の影響から生れた多くの私札類が近畿地方一帯に流通し、やがてこれが同世紀後半以後の全国諸藩における藩札成立のいとぐちとなった。西欧では17世紀中ごろに英国で最初の私的紙幣「金匠手形」(Goldsmith note)が登場したとされており(注1)、かかる点からみれば、わが国紙幣出現の時期は、むしろ歐州諸国の場合よりも早かったといえる。こうした紙幣制度発達の背景として、近世開幕以後における社会的安定と、経済・信用取引の著しい発達があったことはいうまでもない。明治維新以後、わが国が西欧の近代的信用・通貨制度の導入を円滑に進めることができたのも、江戸時代の信用取引・貨幣制度の広範な発達を抜きにしては考えられない。さらにまた紙幣が江戸期を通じ、諸藩の武士・領民の日常通貨の大宗をなしていたという永年の伝統が、明治以後の幣制近代化を経

2. 伊勢国山田羽書について

- (1) 山田羽書の通貨史的意義
—最古の紙幣で明治まで継続—
- (2) 山田羽書存続の背景
整備された発行制度
明治の新貨と引替

た現今われわれの通貨に対する意識の上にも、ある種の潜在的影響を残していることも否定できないと思われる。

以下日本銀行所蔵の諸資料をもとに、わが国近世紙幣の発達を系譜的に鳥瞰し、特にその母型ともいえる伊勢国山田羽書の特質や経済史的意義を明らかにすることとする。

1. 近世における紙幣の発達

私札の登場

中世以来の経済的先進地帯として知られる近畿地方では、近世初頭から各地で私札の発行がみられた。特に伊勢地方ではその歴史的・地理的特殊性もあって早くから商業が発達し、一種の信用経済の萌芽が現れた。すなわち室町末期ないし慶長初期のころ、伊勢国山田に最古の紙幣山田羽書〔第1図〕が出現し、元和年間(1615~1624)にかけてしだいに紙幣形態を整えつつ、伊勢神領を中心にして流通した。その結果やがてその周辺の宇治・松坂・射和等近畿東部地域にも、山田羽書の影響をうけたとみられる諸種の紙幣(私札)が出現した。また元和3年(1617)には大坂の江戸堀開削にさいして「人足手形」とよばれる銀札の発行があり、

(注1) 白水社：A・Dムーニエ「銀行の歴史」(荒田・近沢共訳)、104頁。

ついで摂津国平野郷や大和下市などにも、それぞれ商人達による銀札の発行がみられた。かくして江戸初期における畿内一円には、これらの諸紙幣を先駆として、信用経済の発達を裏づける諸種の紙幣が発生し、商人間の「札遣い」(=紙幣の使用)が盛んに行われた。かかる初期の私札を一応「畿内古紙幣(注2)」とよぶが、これらは江戸幕藩体制の確立に伴い、やがて諸藩の政治体制のなかに吸収されて、藩札成立の母胎となつたと考えられる。このような畿内一円の「札遣い」の動向こそ広くわが国紙幣経済発展の先駆をなすものとみることができる。

もっとも、これら諸古私札は、幕府の貨幣統一途次において、多くは商業資本間における通貨不足を補うこと

[第1図]
山田羽書(慶長古紙幣)



慶長年間ごろ(1600前後)発行
(縮尺2%)

に主眼がおかれたとみられ、この段階において社会全般に果してどれだけ通貨として使用されたかについては、やや疑問なしとしない。おそらく有力な新興商人の間、もしくは特定範囲における支払手段として——むろん紙幣としてであるが——主としてこれら関係者内部およびその周辺において流通していたのが実情であったと思われる。

以上の諸私札は寛文(1661~73)のころから、山田羽書や大和下市銀札のような特殊なものを除いて、その大部分が姿を消してゆくことになるが、この時期は幕府の貨幣統一政策がほぼ完成する一方、諸藩において藩札の発行が盛んになる時期であるので、当然これらとの関係が考えられる。

藩札の流通

徳川幕府はその創業にあたって、全国に通用する正貨(金貨・銀貨・銭貨の三貨)の鋳造発行権を掌握することにより、中央市場・領国市場を直接あるいは間接に把握しようとした。こうした統一的通貨制度を通じて幕藩体制下の流通機構の一体化をはかることにより、幕府の全国的政治支配を徹底しようとしたのである。従って、諸藩が独自に造出でき、幕府の通貨政策の基本方針を攢乱するおそれのある紙幣(藩札)に対して、幕府が警戒的態度をとったのは当然であったといえる。

しかし寛永期ごろから元禄期にかけての領国経済の発展に伴う一般的通貨需要の増大と、諸藩財政の膨張の前には、幕府もついにその通貨政策の部分的緩和を認めざるを得なくなつた。かくて寛文元年(1661)の福井藩札[第2図]の登場以来幕末期に至るまで——その間宝永4年(1707)の藩札

(注2) 畿内古紙幣の主なものをあげれば次のとおり。

《東畿古紙幣》

(伊勢系統紙幣)

山田羽書
宇治羽書
射和羽書
松坂羽書
丹生羽書(長井札)
北勢諸羽書

(大和系統紙幣)

大和下市銀札
大和今井町銀札
奈良町人札

《西畿古紙幣》

(摂津・和泉系統紙幣)

大坂江戸堀河銀札
夕雲開銀札
平野銀銀札
四天王寺札
尼崎・伊丹地方札

(河内系統紙幣)

久宝寺札
八尾御堂札
西浦札

禁止令のような一時的な曲折はあったが——全国の多数諸藩が藩札を発行することとなつた。松方正義の「紙幣整理始末」によれば、明治4年(1871)の廢藩置県のさいの藩札発行領は、244藩・14代官所・9旗本領に及んでおり、当時の全国諸藩の約8割が藩札を発行していたことになる。

いうまでもなく、当時の藩はそれぞれが半ば封鎖経済を営み、しかも領主の領民に対する関係は幕府以上に直接的である。

〔第2図〕

福井藩札(寛文札)



った。そして各藩とも他藩との取引にはもっぱら金貨・銀貨を使用した。そのためこれを藩庫に集中する手段として、自領内における金貨・銀貨の使用は法令をもって制限するとともに、藩札の使用を強制したところも多かった(注3)。従って当時の金貨・銀貨と藩札との関係は、あたかも為替管理制度下における对外決済手段と国内通貨との関係に通ずるものがあったといえる。その結果、全国人口のほぼ8割を占める諸藩の武士・領民の日常生活は、藩外に旅行する場合を除いて、ほとんど紙幣と小額銭貨で賄われていたのである。例えば「稿本福井市史」によれば、藩札初発藩として知られる福井藩では、幕末に至るまで領内で金貨・銀貨の流通はほとんどなく、あるとき、町人の集会で一分金を取り出して見せるものがあり、一座のものが珍しがって回覧中、紛失して大騒ぎになったという記事がある。さらにまた同書には、同藩士三岡八郎(のちの由利公正(注4))が安政5年(1858)、30歳のとき、藩命で江戸へ出府するさい、手当金として一分金を受取ったのが金貨を手にしたはじめで、実に珍しく思ったということ

(注3) 和歌山藩では享保16年(1731)2月に、藩札発行に関する「仕法書」を公布したが、その中に次のような規定がある。

一、和歌山町中来る二月朔日より金銀遣停止之旨に候間、諸色不残札にて取遣可仕候、右日限已後金銀遣候者於有之者、双方とも可為曲事

一、錢遣之儀一分九厘より上は一切取遣仕間敷候、夫より以下は錢遣に可仕候事

また、同藩は天保6年(1835)に「若山札」を発行したが、この銀札は以後明治維新にいたるまで領内によく流通し、和歌山市編『和歌山史要』によれば「正金銀のごとき他国取引乃至国外旅行等にあらざればその用なく」とある。

和歌山以外の諸藩でも仕法書はこれと大同小異で、いずれも藩札の専一的使用強制を中心としたものであった。各藩では、それぞれこの政策方針が十分に実行されるように努力したようで、例えば岡山藩では「隠し横目」をして領内を厳重に探索せしめているし、名古屋藩でもそのために密告重賞政策がとられている。広島藩では領内村々に「村廻り」「番組」「札見手代」を巡回せしめて、札遣いの徹底を期した。

豊後国府内藩についても、文化4年(1807)鶴崎の学者脇蘭室が著わした『齒海漁談』なる書物に、「近歳豊海の浜、すべて錢乏しくなりぬ。富豪と称する家にも、多く積ことを聞ず。況や平昔、目前の用に供する士民の家には、五百三百の鳥目にも、事を欠くこと常と成りぬ。唯通用して事を弁ずるには、諸侯の銀札あるのみ」とある。

〔日本銀行調査局編「図録・日本の貨幣」第5巻(189~191頁)より引用。〕

(注4) 由利公正

文政12年(1829)福井藩に出生。旧姓名三岡八郎。若くして窮乏のさなかにあった福井藩の財政再建に成功、その実績を買われ、維新直後の明治新政府の財政責任者として登用される。「太政官札」は彼の献策によったもので、維新政府の強力な資金源となつたが、これは彼がかつて福井藩札の発行を通じて藩財政を立直した経験に基づいて立案したものであった。「五カ条の誓文」の作成にも参画。明治4年東京府知事、のち貴族院議員。明治42年(1909)没。

が本人の懐旧談として記されている。しかしこうした藩札中心の通貨事情は、必ずしも福井藩だけのことではなく、江戸期を通じ全国諸藩にみられた共通の現象であったのである。

こうした藩札は、藩財政の行詰りからしばしば濫発され、経済的混乱を惹起した場合が多くあった。天保期(1830~44)以降の広島藩・岡山藩・高松藩などその例である。特に近世も後期に入るにつれて、諸藩の大半が財政窮迫や凶作などから、正貨準備を費消したり、あるいは正貨不足のまま大量の藩札を発行したりして、藩札価値の暴落をきたしたのであった。

もっとも少數ながら藩によっては地方産物専売制度と結び、藩経済の発達に寄与した例もあった。その好例は安政5~6年に福井藩で、前記三岡八郎を中心に実施された5万両の藩札発行と物産総会所の設立である。彼は藩の財政難克服の道は、領内に物産を興すこと以外にないこと、そしてこれまでの生産不振の主因は一に生産資金の不足にあることに着目した。このような見地から、彼は藩札発行を単なる財政資金の不足補填の手段とせず、これを生産者にたいして融通し、できるだけ商品生産の自主的な発展を助長しようとした。そしてこの場合、物産総会所は藩専売機関として生産資金の前貸、商品の集荷・売捌きを担当するが、その運営はすべて領内から登用された信用ある問屋商人の自由裁量にゆだねられ、藩からは1名の吟味役が会計監査にあたるのみであったことも注目に値する。この総会所による生産資金の貸付(=藩札の発行)は、町や在方の商品生産を大いに刺激し、文久元年(1861)には、総会所を通じて領外各地に輸出された物産総額は300万両に達し、藩札は漸次正貨に替わり、藩庫には常時50万両内外の正貨が貯蔵されるまでに藩財政は立て直ったのである。

以上のような諸藩の藩札政策上の明暗二相は、

現在のわれわれにも多くの示唆を与えるものといえよう。

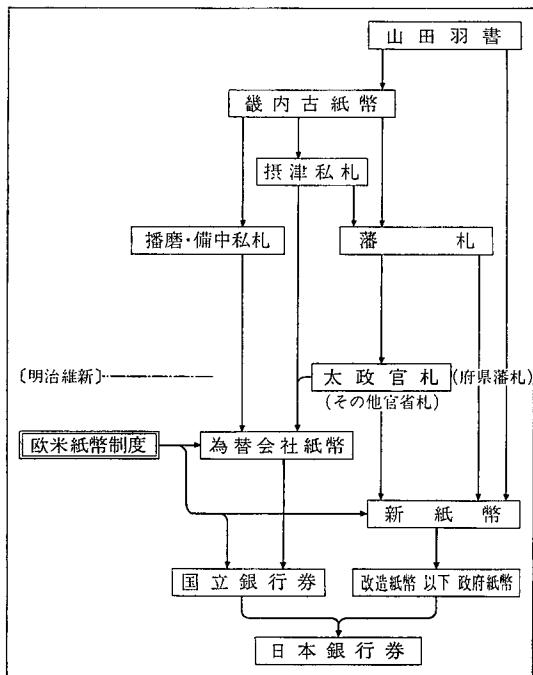
明治の紙幣へ

江戸時代の中期以降になると、藩札のほかに、上方つまり関西地方のように信用取引のいちじるしく発達していた一部地域では、いわゆる「後期私札」が現れる。これは当時の通貨不足を背景として、また直接的には発行者の自己金融目的から発行され、経済取引上重要な役割を担っていた。この後期私札も畿内古紙幣の後身とみられるもので、様式上は一覧払手形の形態をとっているが、実体は不特定多数への支払にあてるために、あらかじめ大量に準備された「紙幣」であった。その発行者は、両替商等有力商人や団体・社寺・町村等で、その裏付けはすべて発行者自体の財力に対する社会的信用であり、節度のある発行態度と相まって、一般にはむしろ藩札以上の高い評価と信認を受けていた。この後期私札が盛んに取引されていた地方としては、(1)伊勢地方、(2)摂津地方、(3)播磨・備中地方が特に顕著で、これらを江戸期三大私札圏としてとらえることができる。

このように藩札・後期私札は、いずれも畿内古紙幣に淵源し、かつ併存しながら発達して、その後の明治維新以降の近代紙幣とも一連の歴史的繋りをもつていることは注目されねばならない。藩札は制度的・形態的には維新後の「太政官札」(明治元年、最初の国家紙幣)以下の官省札に連なり、そしてこれら官省札が「新貨条例」(明治4年5月)以後の西欧的新制度のもとに生れ変わったのが、明治5年発行の「新紙幣」(まだ縦長形の藩札的形状の名残りをとどめている)であったと考えられる。また維新直後、政府の勧奨によって東京・横浜・大阪等に設立された為替会社——紙幣発行を認められていた——は、その構成員に後期私札の扱い手であった江戸期両替商が多かったことからみて、その系譜に属するものとみることができ

る。ただし、これら為替会社の発行した紙幣も、紙幣統一化をはかる政府の政策的意図に基づく指導下にあったため、その形状に官省札の影響が濃厚に認められる。そしてこのような金融・貨幣制度近代化指向の結果、やがて明治5年国立銀行（国立銀行条例により設立された民間銀行）の登場とともに、欧米紙幣制度の影響のもと、米国方式を模した新しい国立銀行券が出現する。しかしながら、これも本質的には政府の政策的指導のもとにおかれた民間紙幣という意味で、さきの為替会社紙幣の系列に属するものと考えられる。

以上は、各種の資料や日本銀行が所蔵する多くの紙幣標本の検討を通じ、主としていわば形態面からわが国紙幣の歴史的な系譜をみたものであり、これを図示するとおよそ次のようになる。



明治新政府が欧米の先進諸国に追いつくために、国家の手による近代産業の育成に努めたこと、その見地から貨幣金融制度の統一事業を進めたことは周知のとおりである。そしてそれらは極めて短時日のうちに実現された。これは他の文物

諸般の場合と同様、鎖国下にあったとはいえ、江戸期3世紀中に培われた下地によるところが大きい。その下地もすでにかなりの高さに達しており、それが国民をして急速な文明開化・殖産興業政策の推進に順応させた。貨幣金融制度も江戸中期以降のその発達があったればこそ、速やかな西欧システムの摂取を可能にしたのである。このことは、以上のような山田羽書以来の私札・藩札の発達から近代的紙幣の出現に至る歴史的過程のなかに、象徴的に看取することができます。

外国との比較

ここで参考までに外国の紙幣の発達と比較しておこう。

西欧では、一般に硬貨の歴史は極めて古い（紀元前7世紀ごろ出現）のに対し、紙幣の登場はかなり新しい時代に属する。14、5世紀のルネッサンス時代には金融・信用取引が発達し、特に16世紀ごろには金融技術の進歩に伴い、種々の手形や証券の発生をみたが、これらは主として特定範囲の信用関係内部だけで授受される、いわば紙幣以前の私的支払手段にすぎなかった。しかるに1640年代に至り、英国ではその発展形態ともいいうべき「金匠手形」（Goldsmith note）——金細工師が客から預託された金地金や貴金属貨幣の預り証として発行したものに始まる——が出現した。これはその後、1694年設立の英蘭銀行（株式会社組織の最初の銀行）により、西欧最初^(注5)の近代的紙幣として脱皮し、英蘭銀行券が登場した。これは公的色彩をおびてはいるが、基本的にはシティーの紙幣であった。英國に比べると、他の欧州大陸諸国の場合はかなり遅れ、ことにドイツの場合、統一的な公的紙幣は18世紀後半に至ってようやく出現する。それが統一以前のドイツの政情に基因することはいうまでもない。すなわち社会大衆の紙幣に対する信認度は、その社会の政治的・経済的安定度に対応するからである。英國が西欧で初め

て近代的な紙幣の発行に成功した主因も、他の大陸諸国と異なり、その地理的環境に恵まれていたため、近代国家として社会的な安定をいち早く実現したことになった。

これをわが国の場合と比較すると、極めて興味深い対照が認められる。わが国の硬貨の歴史は西欧諸国より遙かに新しく、ようやく7世紀の終りごろから現れてくる。しかるに紙幣の方は、私が室町末期ないし近世初頭——すなわち16世紀末期ないし17世紀のはじめ——から現れはじめ、本格的な公的紙幣(藩札)の出現も寛文元年(1661)であり、いずれも西欧に比べて早いことが認められる。その理由は、①わが国がその地理的環境により、外部からの政治的影響をこうむることが比較的少なく、長期にわたった政治的混乱も元和偃武(1615。大坂夏の陣)をもって最終的に収拾されたこと、②特に鎖国体制の完成が徳川幕府の統一政治を急速に軌道に乗せ、その上に商業資本の台頭と西欧の市民社会に比すべき町人社会の発達が、だいに促進されたことにあるといえよう。これが山田羽書に続く畿内古紙幣・藩札・後期私札と

いった紙幣経済の展開の主要前提となったことはいうまでもない。逆にいえば、信用取引発展の基盤は政治的安定であり、山田羽書の発達についても、伊勢神領が中世～近世の交において、全国からおびただしい参宮人を集めうるだけの政治的安定をいち早く実現していたことにその理由の一半を求めることができよう。いずれにしても、私の有価証券が一般的紙幣に転化してゆくという過程は共通していると思われる。

2. 伊勢国山田羽書について

(1) 山田羽書の通貨史的意義

—最古の紙幣で明治まで継続—

山田羽書(注5)については、すでに多くの先学の諸研究(注6)が公にされており、これらの諸研究や、日本銀行に保存されている現物および関係資料を通じ、主として形態面から山田羽書の通貨史的意義について要約すると、おおむね次の諸点をあげることができよう。

① わが国現存最古の紙幣でありながら、明治初頭まで中絶することなく継続発行されたこ

(注5) スウェーデンのストックホルム銀行では、1650年代に預金証書に代る、しかも無利子の持参人払の票券を発行、これは現金同様に通貨として流通した。同行は当初民間銀行であったが、その後1668年以降一種の公的機関となり、やがて王立銀行となった。その銀行券にも強制通用力が付与された。しかし同行はやがて経営不振となり、1776年に破産したときは、その銀行券は発行高の50%が正貨に交換されたにすぎなかった。かかる点から、眞の意味での銀行券をはじめて発行し、しかも発券と商業手形の割引とを結びつけることに成功した英蘭銀行が近代的発券銀行の嚆矢と考えられる。〔A. D. ムーニエ「銀行の歴史」による。〕

ちなみに中国では、周代(B C 1122～771)に「傅別」、前漢時代(B C 202～A D 8)に「白鹿紙幣」(いずれも約束手形の一種とみられる)、唐代(618～907)に「飛錢」(「便換」ともいい、今日の為替手形にあたる)、さらに宋代(960～1120)には、これを制度化した「便錢」といった有価証券的なものが早くから発達していた。そして宋の真宗(998～1022)のとき、「交子」という今日の無記名一覧払手形のごときものが生れ、これを四川省成都の富商16戸からなる組合が官許を得て共同発行したものが、中国における紙幣のはじめとされ、やがてその発行権は宋朝政府に独占された。

(注6) 「羽書」の字義について。

羽書は元来「金子の上端」すなわち「端数金額」の授受にのみ用いる支払手段、すなわち小額紙幣という意味で、一般に「端書」と称されていた。それがいつのころからか、その形状および市場流通の態様——鳥の羽のごとく随时移動する——から「羽書」の文字があてられるようになったといわれる。

(注7) 横井時冬「羽書考」〔史学雑誌第15編第9号〕

堀江保蔵「山田羽書の寛政改革について」〔経済史研究第3号〕

宇治山田市「宇治山田市史(上巻)」

篤所学人「山田銀札寛政改革と六人衆」〔神宮文庫所蔵〕

武藤和夫「日本貨幣法制史」〔三重大学法制史学会〕

荒木三郎兵衛「お札」 ほか

と。

- ② 私札として自治体の管理下に発行された紙幣であるが、江戸期を通じて極めて濃厚な公的性格を維持したこと。
- ③ 私札・藩札の母型ないし起源的存在という意味で、わが国近代紙幣との歴史的つながりが認められること。

このうち、③については既述のとおりであるが、わけても①の点および②の点は山田羽書の最大の特色として、通貨史上特異な意義をもつものということができる。そこでこれらの点について、その概要をみると次のとおりである。

まず山田羽書がわが国の最古の紙幣であるとみられる点について、その起源をみると、室町初期(14世紀ごろ)あるいは伊勢国司北畠氏の全盛期(1300~1500年ごろ)ともいわれる〔大蔵省「大日本貨幣史」〕。しかし当時の記録・物的遺産は全く現存していないので、伝承とそれに基づく推測の域を出ない。しかしながら通説では室町末期ごろか、少なくとも慶長初期に、中世以来商業の繁栄を誇った伊勢地方において発生した商業手形に始まり、それが伊勢外宮の山田御師たち(注8)の手によって漸次発達せしめられたものとされている。この羽書の原初的形態である手形の性格については、これを鎌倉時代以来登場した為替手形の一種

とする見方もあるが、これを裏付けるに足る資料はない。現存最古の羽書としては、日本銀行所蔵の慶長年間ごろ(1600年前後)のものがあるにすぎない(注9)。これには「^{ちようぎん}丁銀一匁請取」等の定額表示があり、預り手形(一種の約束手形)といった性質のものである。一説に江戸幕府が丁銀(注10)の「切遣い」(=銀貨を隨時切断し、秤量して使用すること)を禁止した元和年間(1615~1624)に、端数金額処理のために発行されたのが山田羽書の起源とする見解もあるが、前述の日本銀行所蔵の山田羽書がそれ以前のものとみられることから、この説は首肯しがたい。もっともこの幕府の丁銀切遣い禁止措置が、羽書の流通を促進した有力な背景をなしたことは確かであろう。事実元和年間には、畿内各地で山田羽書の系統とみられる私札の流通が多くみられるに至っている。山田羽書も元和ごろのものとみられるものは、表示も例えば「丁銀一匁預り」等となり、小型かつ整った様式のもの〔第3図〕となっている。ともあれ、山田羽書は、近世開幕以前に、伊勢山田の商人の間で、彼等の経済的信用に基づいて振出された小額補助貨的機能をもった丁銀の預り手形に始まったとみるのが妥当と思われる。

このように起源的には商人間の信用に基づいて発行され、流通したにすぎなかった山田羽書は、

(注8) 御師と山田三方会合所

中世以来、宇治・山田の社会組織の中核は御師であった。御師とは元来「御祈祷師」の略称で、別称「詔力師」とも「師職」ともいい、祈願者や参宮人の依頼をうけて、祈祷奉賽を行う職能をもっていた。そして彼等は檀家からうける初穂(尾)料・参宮客の宿泊料・神樂料などで大きな収入を得ていた。こうした檀家は、皇室・公卿・将軍をはじめ、全国の大名・武家・庶民・町・村にまで及んだ。

御師には檀家の種類により種々の階級(禁裡御師・公儀御師・神官家・三方家・年寄家・平師職等)があり、なかでも三方家・年寄家は政治・経済的に最も有力で、自治行政組織「山田三方会合」、「宇治年寄会合」その他町々の年寄衆を構成していた(その事務所を「会合所」と称した)。彼等は富裕な商人でもあった。

なお「三方」の字義については、往古山田十二郷を上・中・下三郷に分けて支配したことに始まるなど諸説があるが、おそらく「三保」に対する後世の当字であろうとする説がもっとも首肯される。「保」とは「郷保」、すなわち民家の集落を意味し、かつて沼木郷山田村の主体をなす江坂方・須原方・岩渕方という三部落を指す「三保」の名が、山田の都市的発展ののちにも残ったものであろうとされている。〔「宇治山田市史」による〕

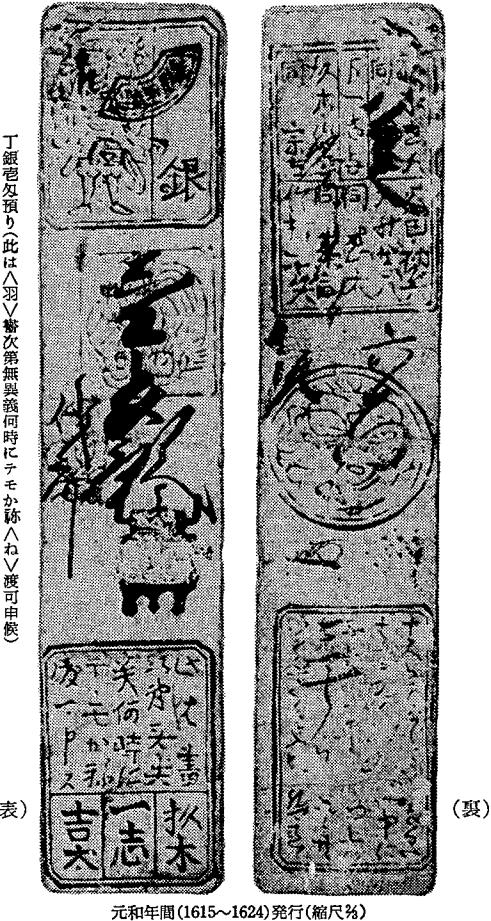
(注9) これらの諸札には、發行年を示すと思われる「戌」および「いぬ」、または「亥」の文字があり、それぞれ慶長15年(1610)および同16年を意味すると考えられる。

(注10) 丁銀は、豆板銀とともに形状・量目不定の秤量銀貨幣。丁銀はやや長大なナマコ形。豆板銀は小粒状。

〔第3図〕

山田羽書(元和札)

丁銀君外預り此はハ羽ノ番次第無異義何時にテモか林ハねハ渡可申候



元和年間(1615~1624)発行(縮尺分)

やがて江戸初期から山田地方特有の自治的行政機関「三方会合所(注8)」の管理下におかれ、ついで幕政の伸張とともに幕府の関与を強くうけることになるが、この間全く中絶することなく明治維新後まで継続して発行された。前述のような幕府の紙幣否定の基本的態度は幕末近くまで変らず、特に正貨改鑄時にはその流通促進上しばしば藩札の改廢が強要された。なかんずく天領等幕府の直接支配下にあった領域においては、原則として正貨(金・銀・銭三貨)以外の通用は認められなかつた。しかるに伊勢国山田という政治的には幕府の直接支配下にあった地域において、江戸全期を通

じ紙幣流通が公認されていたという事実は、極めて注目されねばならない。この点に関し幕府の介入度合の濃淡を基準として、羽書の発行・管理という面から、山田羽書の歴史を時代区分しようすれば、おおむね次のようにみることができる。

第1期…自然発生的私札、すなわち商人札の時代
(初期～寛永7・～1630)

第2期…幕府公認のもとに山田の自治行政機関たる三方会合所が羽書発行を管理した時代
(寛永8～寛政元・1631～1789)

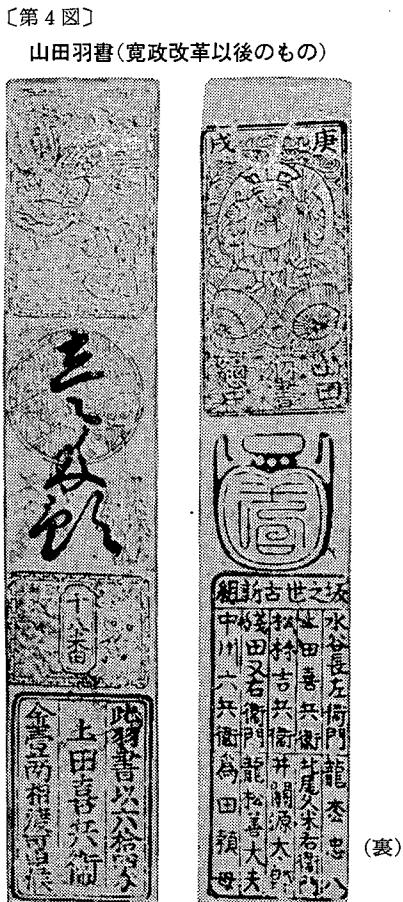
第3期…山田奉行管理下に準幕府札(公札)的性格を与えられた時代(寛政2～慶応3・1790～1867)

第4期…明治政府(度会府)管理下の時代(明治元～同8・1868～1875)

すなわち、第2期は寛永8年(1631)花房志摩守幸次が山田奉行に就任するに及び、羽書の発行を管理する三方会合所に対して、奉行所が間接的ながら取締りを始めた時期であり、これによって山田羽書は幕府の公認を得るとともに、その発行制度も漸次整備されることとなった。

なお、この期中の注目すべきことのひとつとして、寛文8年(1668)における羽書の「金札化」をあげねばならない。当時銀の海外流出および全国的な生産減退により銀価が漸騰し、羽書の銀貨に対する打歩がときに15～16%にまで達したので、三方会合は協議して羽書を金価値とリンクさせ、その安定化を図った。その結果羽書は形式的には従来のまま銀札の体裁をとっているものの、羽書64枚が金1両と等価に固定[第4図]されることとなり、爾來金銀相場間の変動の影響をうけることはなくなった。

ついで第3期は寛政2年(1790)、幕府(山田奉行)が羽書管理権を実質的に掌握、発行制度も大幅に整備された時期であり、この改革の時点を境とすれば前後2期に大別することもできる。この



寛政2年(1790)発行(縮尺分)

この羽書表面下部の「此羽書以六拾四匁金壹兩相渡可申候」の文言は、寛文8年(1668)以降、羽書を金価値と連繋させるために記載されるようになったものである。

改革措置が老中松平定信によって強行されたいわゆる「寛政改革」と一連のものであることはいうまでもない。この制度は幕末まで続き、明治維新になると山田羽書は新政府の出先機関たる度会府の管理下において、名実ともに「公札」として再出発し、最終的には他の藩札と同様、新政府の肩代り債務として処理されるに至るのである。

山田羽書は銀1匁を最高額(1匁、5分、3分、2分の4種)とする比較的低額の日常通貨であった。この1匁の価値については、当時と価格体系の異なる現在、これを推定することはほとんど不可能である。しかし日常生活上の感じとして、あ

えて推算すれば、江戸中期の標準価値米1石=金1両との対比からおおむね現今の千円程度に意識されていたのではないかと想像される。このように比較的低額面であり、流通範囲も限られていたという点からのみみれば、その史的意義は、それほど重視に値しないと思われるかもしれない。しかしながら山田羽書のもつ意義は、こうしたローカルな日常通貨としての範疇を超えたところにあると考えられる。すなわち①少なくとも江戸期以前と推定される頃、一地方に自然発的に——わが国最古の紙幣として——成立した私的紙幣が、その後の曲折を経ながらも、約3世紀にわたる歴史を維持し、しかも江戸全期を通じて幕府公認紙幣として命脈を保ち続けたという通貨史上の稀有な事実、②江戸期地方経済上重要な役割を担った藩札の起源的存在であったこと(羽書に起源をもつ畿内古紙幣が、大坂経済圏と密接に結びついていた福井藩の藩札第1号の成立の契機となったことは十分考えられる)、③とかく恣意的に濫発されがちであった藩札と異なり、十分な兌換準備と堅実な発行制度に裏付けられた「信用通貨としての本質」を保持し、いわば紙幣のモデル的存在であったこと等である。

そのほか前述の寛文8年の羽書金札化も注目すべきことのひとつである。すなわちこれは、その後の幕府の貨幣政策の変化——金貨のみが本位貨への道を歩み、銀貨・銭貨がしだいに本位貨の地位から転落して補助貨的名目貨幣となってゆく——と重ね合わせてみると、「銀遣い」の関西経済圏の一角に、金と直結する紙幣が登場したという意味でも看過しえない措置であった。

(2) 山田羽書存続の背景

整備された発行制度

それでは、山田羽書はいかなる理由で、かくも長期間にわたって命脈を保ち、幕末維新に至るまで伊勢神領のみならず、周辺の諸藩領においても

厚い信用を博することができたのであろうか。

これについては前にも触れたとおり、同地が古来神領として伝統的に「守護不入の地」とされ、幕府の保護のもとに長期間政治経済的安定を維持したこと、従って他の藩領のような国替などによる変動もなく、また富商(御師)の消長が少なかったことによる面があることはむろん否定できない。宝永4年(1707)幕府が新鋳貨の流通対策としていわゆる「札遣禁止令」を実施したときも、山田羽書は例外扱いをうけて、その神領内での通用を特免されている。また羽書発行関係者である御師の経済力・信用力が大きかったことも、山田羽書を永続させた理由として見逃せないところであろう。近世以降御師の檀家は全国各層に及び、初穂料・神楽料等の収入は大きな財政的基礎をなした。また御師等は神職であると同時にそれぞれ有力な商人として同地方経済の担い手でもあった。彼等は神職であるが故に、営利行為の面でも一般に節度を保ち、世人から厚い信頼を受けていたといわれている。

しかしながら、以上のような伊勢神領特有の事情があることを別にしても、近世自治体の管理運営にかかる私札で、山田羽書ほど完備した発行制度を具えていたものは少ないという事実は特記されねばならない。特に寛政以降の羽書の発行制度は、まさに近代国家の幣制にも相通ずるものがあったといえる。すなわち一定の発行限度ならびに十分な正貨準備により、羽書が不換紙幣化して経済を攪乱することのないよう配慮されていた。そしてその発行・流通に関しては、山田奉行所と羽書関係者が一体となり、羽書の信用保持を第一義として運営にあたったのである。いまその要点をあげてみよう。

イ. 発行組織

寛永8年、花房山田奉行により三方会合所が公認されるに及び、羽書の発行制度はほぼ整備され

た。その仕組みは、同会合所三役(年行事・取締役・三方当番)のもと、発行関係者たる株仲間が5名~10名程度ずつ、いくつかの組をつくり、組ごとに株主(株仲間の成員)の連帶責任で羽書を発行するものである。その後、寛政改革により、羽書株主は全体で39組、人数は404名と確定され、各組ごとに発行限度が定められた。なお羽書の表面には各組ごとに1人の株主が発行者として表示〔第4図〕されているが、実質的にはこれを「組」の全員が保証するもので、羽書の信用力を高める大きな柱であった。

ロ. 発行限度

幕藩体制の確立と貨幣経済の浸透につれ、元祿期には羽書の株主総数は28組229名、羽書発行高は銀687貫目(金1両を羽書64匁で換算すると、金1万両余となる)となっていた。しかしにその後の同地方の経済の発展を反映して羽書の制度も大幅に拡大され、江戸中期の享保9年(1724)までには羽書株主数404名、発行限度金20,200両の慣行がほぼ確立されたとみられている。

もっともこの間、羽書の発行限度はつねに守られたわけではなく、ときに組や一部の有力な羽書関係者が自己の利益のために羽書発行を利用するといった地位濫用の例が生じてきたほか、中核的な存在であった三方会合による羽書の濫発もみられるようになった。

こうした弊害にかんがみ、元文5年(1740)、山田奉行の手によって最初の羽書制度の改革が実施された。その結果、これまで慣行とされていた発行限度金20,200両、1株当りの発行高銀札3貫200匁(=金50両)、株主総数404名の原則が再確認された。また7年目ごとに新様式の羽書を発行して旧札と引替えることに定められた。

かくして元文から寛保にかけて、羽書株数や発行総額などが制度的には定着したが、その後年を経るにつれて、三方会合や有力年寄が自己のた

めに限度額を超えて羽書を発行するという地位濫用の例が再び多発し、また7年目ごとに新札を発行し、引替済旧札は廃棄するという規定が必ずしも守られないで引替が延引するなど、種々の弊害が目立ってきた。そのほか山田羽書は他領における流通も良好で、むしろ払底すべきはずなのに、羽書引替店(宇仁田店)に「溜り羽書^(注11)」(正貨兌換後、流通から引揚げられて、引替店で封印保管された羽書)の残高が増加をみているのは、あるいは三方会合所がほしいままに羽書を増刷したのではないかとの疑惑が奉行所内に生じてきた。

このため、山田奉行は幕閣と協議した上その応援をえて、寛政2年(1790)三方会合所の事務・財政監査を実施、その結果三方会合所内部の種々の不都合が摘発されるに至り、年寄足代玄蕃以下関係者の処分と三方会合所職掌ならびに羽書発行制度の大改革が実施された。

この改革以後、羽書の発行は山田奉行が直接管

理し、三方会合の取締役等三役はもっぱら事務の執行機関にすぎなくなり、株仲間もたんなる発行名義人として、自己に割当てられた額の羽書を、それぞれ自己の名義で発行することとなった。

こうした経緯はあったが、その後羽書の発行限度は金20,200両に据置きのまま、幕末に至るまで維持された。このように長期にわたって羽書の発行限度は据置かれたが、これについては、終始幕府の強力な規制があったこと、元来この地方が天領で、諸藩と異なり幕府正貨(金貨・銀貨)の使用が自由であり、日常生活以外の高額取引にはこの正貨が主に使用されたこと、さらに周辺の諸藩札や私札のこの地における流通にも何等制限がなかったこと、などの事情が考えられる。

ハ. 正貨準備

寛政改革以前においては、羽書株仲間は規約に基づき、定められた羽書発行額に応じてそれぞれ不動産を「質物」として提供し、万一兌換不能の

(注11) 溜り羽書とは、宇仁田引替店で正貨と兌換の上、引揚げられ、「封付け」されたものである。山田羽書の発行総額は金20,200両であるから、これから溜り羽書封付高を差引いた分が羽書の実際流通高になる。

寛政改革以後は、溜り羽書残高は宇仁田引替店の発行権者山田奉行所に対する立替払債権とされた。

溜り羽書封付高

(単位・両)

年次	月平均額	年次	月平均額	年次	月平均額
寛政3年(1791)	1,908	天保3年	5,766	嘉永3年	1,708
4年	4,266	4年	6,225	4年	1,691
5年	3,916	5年	2,925	5年	1,191
6年	2,366	6年	3,016	6年	1,100
文化12年(1815)	—	7年	2,000	安政1年(1854)	1,450
13年	866	8年	1,975	2年	991
文政1年(1818)	200	9年	3,241	3年	708
4年	108	10年	2,933	4年	483
5年	516	11年	2,041	5年	1,375
6年	1,158	12年	2,208	6年	1,375
7年	5,316	13年	1,816	万延1年(1860)	850
8年	4,400	14年	1,433	文久1年(1861)	983
9年	4,208	弘化1年(1844)	1,575	2年	3,525
10年	4,908	2年	6,825	3年	1,975
11年	5,141	3年	1,450	元治1年(1864)	966
12年	6,558	4年	1,041	慶應2年(1866)	—
天保1年(1830)	5,550	嘉永1年(1848)	766		
2年	5,116	2年	1,216		

場合には、質物の売却による弁済を認めることを誓約した。この質物は時期により区々で、例えば元文5年(1740)山田奉行による最初の羽書制度の改革では、1株につき銀5貫目(=金80両弱)相当の「引当質地」(=抵当物件)を三方会合に差入れさせ、その見返りに各50両宛の羽書発行を認めることとされた。このように江戸中期ごろまでの羽書の裏付けは、株主個人の信用と不動産による保証であったが、三方会合内部の綱紀の弛緩が是正された寛政改革以後は、羽書の発行は十分な正貨準備で保証されることとなった。羽書株仲間404名の奉行所に対する上納積立金計8,080両と、羽書取締役6名の上納金計5,500両がそれである。このうち羽書株仲間の分8,080両は、直接の発行準備(発行高金20,200両に対する準備率4割)で、これは大坂城に保管された。取締役の上納金5,500両は、いわば第二線準備(実質は保証準備)ともいいうべきもので、これは再び強制的に取締役6名に対する貸付に運用され、奉行所は毎年550両(年利1割)の運用益をうけることとなった。また実際の羽書の正貨兌換にあたっては、奉行所は特定引替店として改めて宇仁田仁兵衛両替店を指定し、これに自己資金で立替払させ、奉行所は引替後滞留した羽書(溜り羽書)に対し利息を支払うという方法をとった。こうして右の準備金には手をつけることなく明治維新に至った。

ちなみに、おなじ信用通貨でも、藩札の場合は前にも触れたとおり、多くが財政資金の不足を賄う目的で発行されたため、乏しい正貨準備と杜撰な発行限度のもとに濫発されがちであった。そして、そのほとんどが兌換の面でも厳しい制限をうけていた。この点山田羽書は、十分な準備のもとに、発行限度も厳守され、領民はもとより他領民に対しても何等正貨引替上の厳しい制限はなく、

兌換制度が充分に機能していた。羽書が藩札以上に信用された理由も、この点にあったと思われる(羽書は総発行高の3割程度が地元で、その他が領外で流通したものとみられている)。

明治の新貨と引替

明治維新にあたり、山田羽書20,200両は、明治元年(1868)旧山田奉行所に代って新設された度会府——新政府の出先機関——に引継がれ、度会府は旧幕時代の山田羽書の原形に準拠して新札を製造し、明治4年の「新貨条例」による新貨と交換されるまでに管下の財政補填の目的から総額12万両の羽書を新たに発行した。新政府は旧札を含めて、これらをすべて「度会府札」として藩札同様の取扱いとすることとした。かくて山田羽書は維新後も太政官札や近隣の諸藩札とともに度会府(明治2年より度会県)下各村で使用されたが、同4年7月のいわゆる「藩札処分」のさい、その一環として処理されることとなった。その結果6年8月末までに、その大部分が政府の肩代り債務として新貨に引替えられたが、一部には「大蔵省印」を札面に押捺して「新紙幣」(=明治通宝札)に代用せしめる便法がとられた。その後新紙幣の製造が進捗したため、8年2月に至り、政府は旧札の通用を同年3月5日限りで一切停止し、すべて新紙幣と交換すべきことを命じた。同時に政府は山田羽書の最終引替のため、三井組に命じて、山田・松坂両地に出張所を設けさせた。引替は2月5日から開始され、5月15日をもってその事務のすべてを終了した。ここに長い伝統を維持しきった山田羽書も、全くその歴史を閉じるに至った。しかし、ひとつの名称とシステムによる紙幣が約三百年も続いたということは、世界の通貨史のなかで注目に値する事実といえるであろう。